

下田市告示第24号

下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

下田市長 松木 正一郎

下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時に非常用電源を確保するため、家庭用ポータブル発電機又は蓄電池を購入する市民に対し、予算の範囲内において下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「発電機等」とは、発電機又は蓄電池で交流100V出力端子を備えたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、災害発生時に非常用電源を確保するため、自らの家庭で使用する目的で発電機等を購入する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき下田市が備える住民基本台帳に記録されている者であって、本市に居住し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 発電機等を適切に管理できること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者であること。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、発電機等の購入に要する費用とする。ただし、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 中古品
- (2) 個人間で売買したもの
- (3) オプション品及び交換部品

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、4万円を限度とする。ただし、千円未満

の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入予定の発電機等の内容が分かるカタログ等
- (2) 市内に住所を有することを証明する書類(住民票の写し、運転免許証の写し等)(申請書中の同意事項に同意しない場合に限る。)
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業を変更(対象経費の額の変更を含む。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の場合 変更後の発電機等の内容が分かるカタログ等
- (2) 市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、毎年3月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者宛の領収書
- (2) 購入した発電機等の品名、型番及びメーカー名が分かるもの
- (3) 納品が確認できる写真等(購入者と発電機等が写っている写真)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受領した場合は、その内容を精査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金確定通知者（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。